當撰俳優の肖像

青年俳優蟲道奬勵の爲め豫て本社が募集したる投票の結果は市川米藏、市川猿之助、尾上菊之助の三名高點を以て當撰したるに就き右當選者の外に梨園社會の老將として有名なる市川團十郎、尾上菊五郎、市川左團次の三名を加へ都合六名の肖像を美麗なる石版摺として爲く購讀者に頒つべき旨豫て社告せしが愈々來る**三十日**の時事新報附錄として右の石版刷を配布すべし

●一枚三錢　臨時に當日の新報を購讀せらるゝ方よりは平常の定價に一錢を增し代價三錢を申受くべし

●當日の廣告　當日は臨時紙數を增刷するに付印刷時間の都合により廣告の申込期日を來る**廿八日限**とす此日を後れて申込されたる廣告は當日の紙上に上らざる事あるべし

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ廣報ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵費ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限一日以上 六日迄 七日以上
一行ニ付	十三錢 十一錢 十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に向け記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

海外貿易の進歩と領事の人撰

我國の實業は近來大に面目を改め諸般の製造技術著しく上達して是れまでは外國製にのみ依頼したる物品も今は自由に內地にて造り出すことを得て復た輸入を仰がざるのみならず尙ほ一歩を進めて其製造品を倒に海外に輸出するの例さへ少からずマッチ洋釜の類即ち然れなり其他三五年來新に海外に販路を求めて既に地歩鞏固なる重要の位置を占るに至りし彼の羽二重、綿布、[illegible]の類は今も尙ほ年々其賣高を增して却て供給に不足を感ずる程の次第なり兎に角に我外國貿易は目下正に發達の最中にして前途頗る多望なりと云ふ可し

[illegible]品の殆の如く次第に增加するに就て玆に甚だ大切なるは我國の製造商賣に從事する者をして常に海外[illegible]に於ける市場の有樣を詳にし先方の需要に應じて[illegible]の品質數量を斟酌增減するの路を得せしむるの一事にして其手段は或は商工業視察委員を海外に派遣するなど種々の工風ある可けれども差向き我輩の心付きたる所にては領事撰任の方法を改良せんことを所望するものなり抑も領事なる者は專ら商賣上の便宜の爲めに設けられたる吏員にして即ち本國と在勤地との通商を保護奬勵するを以て職務と爲す者なれば其性質自から他の尋常官吏と異なる所あり之を撰任するにも成丈け商賣上の知識に富み實際の事に慣れたる人物を採用す可きは勿論にして終始實業社會の利益を主とするの精神を失はざるの覺悟あろ最第一の緊要事なれ今英國にて領事を撰任する慣例を聞くに凡そ領事たらんと欲する者あれば先づ六ケ月間倫敦なる外務省に勤務せしめ然る後殿重なる試驗を行ひ本人はよく佛蘭西語を話し、在勤地の國語を了解し且つ商賣に關する法律を知る者なりと認定したる上始めて之を海外に派遣するの規定なり右の試驗を首尾よく通過して領事に任ぜられたる後、二年間は所謂試煉の時期にして其年限中に職務に堪へざる者と認めらるゝときは何時にても直に免職せらるゝ其代りに若しもあの二年の間滿足に奉職し終る以上は非常の失行あるに非ざれば生涯免職の沙汰なく且職務上に功勞を表はすときは幾回にても昇進するなど離から[illegible]又佛國の慣例も英國と大同小異にして領事は自國の言葉の外に少くとも二ケ國の語を知る者に限り登用試驗には國際法、外交歷史、統計學、理財學、地理學等の科目あり又其試驗に合格したる者は勉勵次第にて[illegible]々と昇進するを得可く故なくして職を免ぜらるゝなどの恐は更になしと云ふ右の如き次第なれば英佛の領事に適任の人物多くして本國の商賣に利益を及ぼすこと少なからざるは遇然に非ず之に反して我國にては朝野一般に未だ商賣を重んずるの氣風に乏しく領事の如き、[illegible]之を他の官吏と一樣に見做して其人物の撰定に注意せず動もすれば單に政府部內の都合に由り經濟商賣の知識は愚か日本語の外、一語をも解せざるが如き不都合の人物を採用するなどなしとせず或は稀に適當の人を得るなどあるも相替らず政府の都合に任せ僅か一二年にして呼戻すなど多きを以て目下の處、領事の爲めに我商賣社會の蒙る利益は殆んど皆無と云ふも可なり外國貿易の漸く盛ならんとするの今日誠に遺憾千萬の次第と云はざるを得ず政府の都合は我輩の知らざる所なれども苟も外國貿易の大切なる事に心付きたらんには少々の不都合は我慢しても領事丈けは實用に適する人物を撰んで其任免に重きを置かんなど切望に堪へざるなり

雪來る甚だ早く本年雪解くる最と晩くして近江丹波の山地殊に越前若狹には大に業務の進涉を妨げられ又本年霖雨の梅雨に接續して測量に困難を與へたるなど小々ならざりしも幸にして近年技術著しく進歩し且つ測量官勉勵のため此障害あるにも拘らず豫期の如く完成するを得て好成蹟を呈したるよし

○北海道の石炭と硫黃　北海道の各礦に於て昨二十五年度間に採掘したる石炭幷に硫黃の噸數を調査したるを聞くに左の如くなりと

石炭總計　三十二萬四千五百二十七噸

內譯

空知	一三五、七六六噸
幾春別	一〇八五九二
夕張	一五〇八二〇
創成場下	一、七八〇
硫黃總計	六、七七〇

內譯

勝佐賀	三、九二一噸
岩雄登	三三五二
知來	二六八〇
ホントフ	五、八七八

小倉山	二四〇噸
茶津	八八四
無	二三一
龍川	二五四
奔馬	一藥內

惠山	一九、三六七噸
古宇井	四、七五六
惠山	七、六七八
一藥內	六

○神奈川縣下の降灰に就て　同縣愛甲郡三田、河入、地方及び高坐郡上溝地方に於ては此程降灰ありしとて人々奇異の思ひを爲し居る事縣廳に聞知せしを以て同縣農商課に於ては實否取調の爲め兩郡役所へ照會せし由は曾て前號の紙上に記せしが未だ兩郡役所よりは何等の回答に接せざるも愛甲郡警察署長より同縣廳への申報によれば右は降灰にあらずして一時大風の際砂を空中に捲き上げしを天氣模樣の變りし爲め地上に降下せしものにて全く福嶋地方噴火山の爲め飛び來りしものにはあらざる事判然せしと云ふ

○害蟲の發生　神奈川縣鎌倉郡其他に於ては松樹に一種の害蟲發生し甚しきは爲めに枯死するに至るべしとの由は屢々前號の紙上に記せしが尙ほ聞く處によれば同縣足柄上郡松田より足柄下郡酒匂村に至る三里餘の並木の松樹にも害蟲の發生夥しく目下驅除法を實施しつゝあるも容易に撲滅の模樣なきを以て多分八百餘本は伐採するに至るべしと云ふ右に付農商課屬三國貞五郎氏は去る二十一日實況視察の爲め同地方へ出張せりと云ふ

○五十錢の贋造銀貨發見　下谷區仲徒士町四丁目三十八番地貿商中村梅吉方に於て此程五十錢の贋造銀貨一個を發見せしに付直ちに其筋に屆け出でたり右は頗る巧にして一見本物と見紛ふ程なれば注意すべしとなり

○鴈次郎の福嶋中佐大に怒鳴る　去る二十一日の夜午後八時頃京都新京極常盤座にて鴈次郎が大勉强にて福嶋中佐遠征の幕を演じ居る中見物人の中よりヤレ八々福嶋、イヨー柿色屋と酒蒸て二三度冷評したる者ありしに鴈次郎はグッと反身になって立腹し肝腎の惣は打ち遣って仕舞ひ彼奴攫み出せとか放り出せとか言って怒鳴りしより樂屋の中より二三名の人々躍り出で其客人を引摺り出さんとすれば客人は出されじと爭ふ際彌次馬連が寄り集り一時大騷を惹起したるが遂に仲裁するものありて無事に濟みしよしなり

○和歌山縣下の牛疫　前號の紙上に記したる如く同縣下に於ける牛疫は目下追々流行の模樣ありて耕牛の斃死するもの尠からざるよしなるが此程其筋へ達したる電報に因れば七頭の病牛を撲殺せり云々とあり尙ほ初發（本月初旬）よりの斃撲殺牛數は已に二十餘頭に及びたりと

雜報

○地形測量　陸地測量部地形科附の士官測量師、測量手九十餘名及測夫八十餘名は本年三月より四班に分れ彥根、園部、敦賀、舞鶴の四地方に出張し居りしが追々測量を終り引上げ本月中に悉皆歸京するよし今回の測量區域は近江全部、山城北部、攝津北部、丹波東部、越前南部、若狹全部、丹後東部にして二府三縣七國に渉り面積三百五十餘方里なりといふ而して同地方の測量は昨年九月着手したるものにして九月より十二月に至る四箇月間出張測量し本年一二の兩月間專ら其製圖に從事し本年三月再び出張して本月歸京し七八の兩月間製圖に從事し二萬分一の地形原圖を完成して同地方の業務を結了し更に九月より他の地方の測量に着手すといへり同測量の進歩は大に天候に係るものにして昨年

○得撫嶋越[illegible]　[illegible]無人嶋の一にたる者ありしを一昨二[illegible]が同嶋のトゴ[illegible]等が終漁の後殘して冬期航[illegible]何等の異狀も名を滯留せし[illegible]鳴龍丸が始め[illegible]は無慘にも枕[illegible]此三名の外更[illegible]揃ふて無慘の[illegible]の屍體は滯國[illegible]の屍體は桶に[illegible]人は他の二人[illegible]屍體の腐爛せ[illegible]を經たるは明[illegible]らざれば殺傷[illegible]爲めかと云へ[illegible]も五十餘近く[illegible]は二樽程もあ[illegible]元の土瓶には[illegible]するに飢渴の[illegible]ば殘し置きた[illegible]ずして其儘に[illegible]思はれず左り[illegible]べて同時に死[illegible]皆病死なりと[illegible]れも認ひべき[illegible]家屋たる元と[illegible]て覆ひたる上[illegible]も土を積上[illegible]斯る建物の中[illegible]に非ずやと云[illegible]て運動を缺け[illegible]事例なれば此[illegible]べしとの取沙[illegible]

○各[illegible]

○栃木縣　上[illegible]みなさも[illegible]年と大差なし[illegible]にて老農は其[illegible]中にて苗草は[illegible]

●山梨縣　南[illegible]手したるもの[illegible]

●石川縣　羽[illegible]景氣宜しく[illegible]柄なりと云[illegible]

●大分縣　の[illegible]に發芽を妨げ[illegible]を氣遣ふもの[illegible]々回復し裸麥[illegible]麥は平年作[illegible]

●熊本縣　大[illegible]にて殊に大小[illegible]十四五日より[illegible]